

政令 第二十四号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九号中「別表第三第二号」を「別表第三第三号」に改め、同表第三十二号中「第四十二号において」を「以下」に改める。

別表第三中第三十五号を第三十七号とし、第二十六号から第三十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 東日本大震災からの復興に関する事業を記念するため発行する千円の記念貨幣 十八万枚

別表第三中第二十四号を第二十五号とし、第一号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同表に第一号として次の一号を加える。

一 新幹線鉄道開業五十周年を記念するため発行する百円の記念貨幣 千百五十六万八千枚

別表第三に次の一号を加える。

三十八 東日本大震災からの復興に関する事業を記念するため発行する一万円の記念貨幣 四万五千枚

別表第四第一号中「(五百円)」の下に「及び百円」を加え、同表に次のように加える。

二十八 東日本大震災からの復興に関する事業を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	九万五千円
二十九 東日本大震災からの復興に関する事業を記念するため発行する千円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちその製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	九千五百円

附 則

この政令は、公布の日から施行する。